

住居表示についてのお知らせ

前原東土地区画整理事業区域の住所をわかりやすくするため、**平成30年10月 6 日(土)**から住居表示を実施します。

この冊子では、住居表示について、住民の皆様にご存知のことについてお知らせします。

糸 島 市 市 民 課

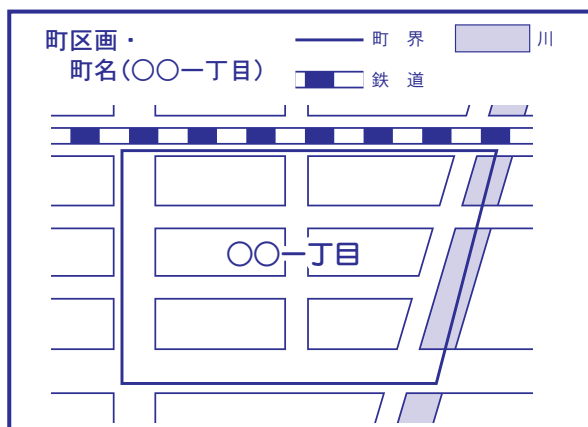
も く じ

1. 新しい住所の決め方	P1
2. 新しい住所の表し方	P2
3. 不動産（土地・建物）と本籍の表し方	P2
4. 住居表示変更証明書の交付	P2
5. 住居表示実施後の手続き	P3～P6
(1) 市で所管している公簿類の住所	P3
(2) 国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書の住所	P3
(3) マイナンバーカード・各種手帳等の住所	P4
(4) 国民年金及び厚生年金を受給している方の住所	P4
(5) 共済年金・その他の年金を受給している方の住所	P4
(6) 運転免許証の住所・本籍	P4
(7) 車検証等の住所	P5
(8) 自動車保険や自賠責保険の住所	P5
(9) 土地・建物の登記簿の所有者住所	P5
(10) 法人の登記簿の所在地及び役員等の住所	P6
(11) 各種許可・認可・免許・登録証等の住所	P6
(12) 生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所	P6
(13) 電気・電話・ガス等の住所	P6
(14) 勤務先・通学先の住所	P6
6. 新しい郵便番号について	P7
7. 無料はがきの配布	P7
8. よくあるご質問	P7
9. お問い合わせ先	P7

1. 新しい住所の決め方

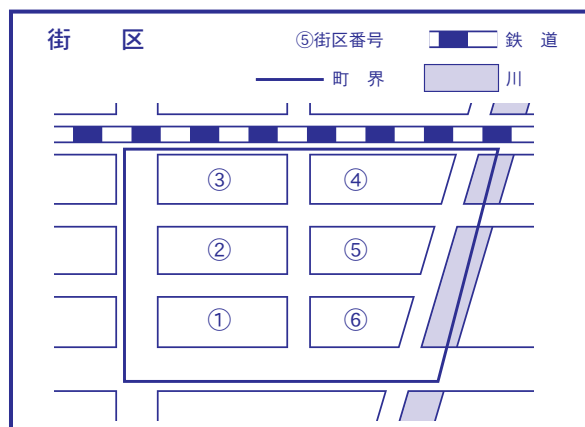
(1) 町を決めます。(〇〇△丁目)

- 町の境は、道路、鉄道、河川など、だれにでもわかるものとしします。
- 町の大きさ等は、基準に沿って決めます。



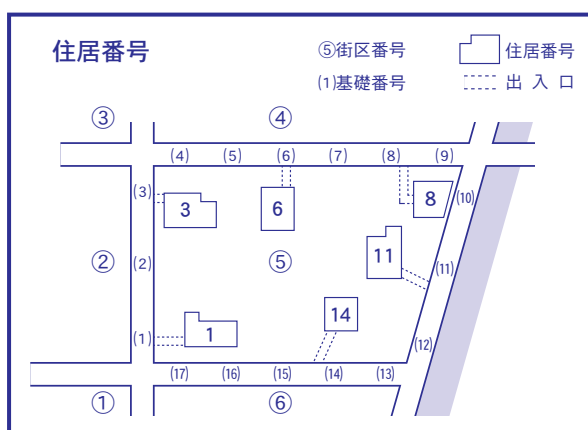
(2) 町の中を「街区」に分けて番号をつけます。(〇〇番)

- 町(〇〇△丁目)の中を、「街区」(道路等に囲まれた区域)で分けます。
- 街区には、順序よく番号をつけ「街区符号」として使用します。



(3) 建物に番号をつけます。(〇〇号)

- 街区ごとに、角を起点として10～20m間隔に番号をつけます。(基礎番号)
- 建物の出入口のある場所の基礎番号を「住居番号」として使用します。



(4) 各種表示板(緑色)を設置します。

- 区域内の建物に「町名表示板」「住居番号表示板」を、街角等に「街区表示板」を設置するため、目的地が探しやすくなります。

●町名表示板

伊都の杜
一丁目

●街区表示板

糸島市
伊都の杜
一丁目
9

●住居番号表示板

9-1

2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。

例)

今までの住所 糸島市浦志11番地3（前原東土地区画整理48街区3号）

新しい住所

糸島市伊都の杜一丁目	9番	1号
町名	街区符号	住居番号

糸島市伊都の杜一丁目 9番 1-101号（3階以上の集合住宅）

糸島市伊都の杜一丁目	9番	1-101号
		(部屋番号)
町名	街区符号	住居番号

糸島市伊都の杜一丁目 9番 1号(101)（2階以下の集合住宅）

糸島市伊都の杜一丁目	9番	1号(101)
		(部屋番号)
町名	街区符号	住居番号

3. 不動産（土地・建物）と本籍の表し方

不動産（土地・建物）と本籍の表示は、法令の定めにより、「町名+地番」で表します。

また、前原東土地区画整理事業区域は換地処分が行われるため、地番も変更となります。

(1) 土地の表示

例) 今までの表示 糸島市浦志11番3
新しい表示 糸島市伊都の杜一丁目56番（換地処分後の地番）

(2) 本籍の表示

例) 今までの表示 糸島市浦志11番地3
新しい表示 糸島市伊都の杜一丁目56番地

※転籍届を提出することで、「町名+街区符号」で表すこともできます。

例) 糸島市伊都の杜一丁目9番

4. 住居表示変更証明書の交付

住所変更手続きに使用する「住居表示変更証明書」については、住居表示実施日以降に市民課にて無料で交付します。（同一世帯以外の方が申請される場合、委任状が必要です。）

本籍地が変更になった方については、「本籍変更証明書」を無料で交付します。

ただし、証明書の有効期限については、提出先でそれぞれ判断されるため、なるべく新しい証明書の使用をお勧めします。

5. 住居表示実施後の手続き

住所変更手続きについては、住居表示実施日以降にお願いします。

以下、代表的な手続きを掲載していますが、手続きの詳細については、お手数ですが、各手続き先へご確認ください。

(1) 市で所管している公簿類の住所

市で所管している公簿類（住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・戸籍・市内小中学校の学齢簿・水道・下水道等）については、市で変更するため、本人による手続きは不要です。

(2) 国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書の住所

国民健康保険被保険者証・各種医療証・各種手当証書は、古い住所のままで使用できます。

次の更新時に新しい住所で送付しますが、それまでに住所の書き換えを希望される場合は、以下の担当課で住所変更手続きができます。

区分	持ってくるもの	担当課
・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 など	・現物 ・本人確認書類 ・印鑑	国保年金課 (TEL 092-332-2071)
・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 など	・現物 ・印鑑	介護・高齢者支援課 (TEL 092-332-2070)
・子ども医療証 ・ひとり親家庭等医療証 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 など	・現物 ・印鑑	子ども課 (TEL 092-332-2074)
・重度障がい者医療証	・現物 ・印鑑	福祉支援課 (TEL 092-332-2073)
・障害児福祉手当 ・特別障害者手当	・印鑑	

(3) マイナンバーカード・各種手帳等の住所

マイナンバーカードや各種手帳等については、お手数ですが、各自、以下の担当課で住所の修正を行ってください。

区分	持ってくるもの	担当課
・マイナンバーカード ・(マイナンバー)通知カード ・住民基本台帳カード(写真付き)	・現物 ・印鑑 ・本人確認書類	市民課 (TEL 092-332-2065)
・在留カード ・特別永住者証明書	・現物	
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・現物 ・印鑑	福祉支援課 (TEL 092-332-2073)
・自立支援医療受給者証(育成医療) ・自立支援医療受給者証(更生医療)	・印鑑	
・自立支援医療(精神通院)受給者証	・現物 ・印鑑	

(4) 国民年金及び厚生年金を受給している方の住所

国民年金及び厚生年金を受給している方は、原則、手続きは不要です。

ただし、住居表示実施後も日本年金機構より旧表示で文書等が届く場合は、年金証書と印鑑を持参のうえ、国保年金課で住所変更の手続きを行ってください。

(5) 共済年金・その他の年金を受給している方の住所

共済年金・その他の年金を受給している方の住所変更手続きについては、給付元(退職された会社等)へお問い合わせください。

(6) 運転免許証の住所・本籍

運転免許証をお持ちの方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。免許更新時に手続きを行ってもかまいません。

手続先	必要なもの
・糸島警察署 (TEL 092-323-0110) ・福岡自動車運転免許試験場 (TEL 092-565-5010)	・住居表示変更証明書 ・運転免許証 ・本籍変更証明書(住居表示で本籍が変更になった方のみ)

(7) 車検証等の住所

自動車やバイクをお持ちの方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。車検・名義変更等の際に同時にされてもかまいません。

区分	手続先	必要なもの
普通自動車	九州運輸局福岡運輸支局 (TEL 050-5540-2078)	・住居表示変更証明書 ・車検証 ・印鑑
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 (TEL 050-3816-1750)	
250ccを超える バイク	九州運輸局福岡運輸支局 (TEL 050-5540-2078)	・住居表示変更証明書 ・車検証 ・自賠責保険証 ・印鑑
125ccを越え 250cc以下の バイク	(一社)軽自動車協会連合会福岡 事務所 (TEL 092-641-0431)	・住居表示変更証明書 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・印鑑

※ 原動機付自転車(125cc以下)の所有者住所は、市で変更するため手続きは不要です。
新しい住所の標識交付証明書が必要な場合は税務課にて無料で交付します。

(8) 自動車保険や自賠責保険の住所

自動車保険や自賠責保険の住所変更手続きについては、ご加入の保険会社へお問い合わせください。

(9) 土地・建物の登記簿の所有者住所

土地・建物をお持ちの方は、次の書類をそろえて「所有者住所」の変更手続きを、各自、行ってください。所有権移転等の手続きの際に、同時にされてもかまいません。

手続先		必要なもの
糸島市内の土地・建物	福岡法務局西新出張所 (TEL 092-831-4114)	・住居表示変更証明書 ・登記変更申請書(法務局のホームページからダウンロード可) ・印鑑(認印で可)
糸島市外の土地・建物	管轄法務局	

※ ご自身で手続きをされる場合は無料ですが、代書人(司法書士等)に依頼される場合は手数料が必要になります。

※ 登記簿の「所在」については、法務局で変更するので手続き不要です。

(10) 法人の登記簿の所在地及び役員等の住所

以下の方は、次の書類をそろえて、各自、住所変更手続きを行ってください。
なお、本店は2週間以内、支店は3週間以内に手続きが必要です。

対象者	手続先	必要なもの
・前原東土地地区画整理事業区域内に所在地がある法人	糸島市内の法人 ⇒福岡法務局 (TEL 092-721-4570)	・住居表示変更証明書 ・登記変更申請書（法務局のホームページからダウンロード可能） ・法務局へ提出している印鑑
・前原東土地地区画整理事業区域内に住民票がある法人役員	糸島市外の法人 ⇒所在地の管轄法務局	

※ ご自身で手続きをされる場合は無料ですが、代書人（司法書士等）に依頼される場合は手数料が必要になります。

(11) 各種許可・認可・免許・登録証等の住所

各種許可・認可・免許・登録証等の住所変更手続きについては、発行元へお問い合わせください。

(12) 生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所

生命保険・信販会社・取引金融機関に届けている住所の変更手続きについては、各社へお問い合わせください。

(13) 電気・電話・ガス等の住所

電気・電話・ガス会社等に届けている住所の変更手続きについては、各社へお問い合わせください。

(14) 勤務先・通学先の住所

勤務先や通学先（糸島市内の小中学校は除く。）等に届けている住所の変更手続きについては、各社・各学校へお問い合わせください。

なお、糸島市内の小中学校は、市が管轄しているため連絡不要です。

6. 新しい郵便番号について

住居表示実施後は、新しい郵便番号が設定されます。
新しい郵便番号は、後日配布する無料はがき等でお知らせします。

7. 無料はがきの配布

新住所の通知用として、後日、「無料はがき」を委託業者を通じて各世帯へ配布します。このはがきを使って、友人・親戚・取引先等へ新住所を知らせてください。

なお、このはがきは、新住所の通知用であるため、メッセージ等は記入できませんのでご注意ください。

8. よくあるご質問

質問1 住居表示実施後、旧住所で書かれた郵便物は届かないの？

⇒郵便局にて新住所に読み替えて配達していただけますが、無料はがきを使う等、できるだけ新住所の周知にご協力願います。

質問2 住居表示実施に伴い行政区(自治会)も変更になりますか？

⇒住居表示により変更になるのは住所であり、行政区(自治会)は変更になりません。

9. お問い合わせ先

住居表示に関する各種お問い合わせについては、以下へお願いします。

糸島市市民課住居表示係

TEL092-323-1111 (内線1415)

〈 記載例 〉

※この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 ○○番所有権登記名義人住所変更（注１）

原 因 平成30年10月 6日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 糸島市伊都の杜一丁目9番1号（注3）

申 請 人 糸島市伊都の杜一丁目9番1号
糸 島 一 郎 (糸島) (注4)

添付書類
住居表示実施証明書（注５） 代理権証明情報（注６）

平成 年 月 日申請（注7） 福岡法務局（又は地方法務局）西新支局（又は出張所）

代 理 人 糸島市前原西一丁目1番1号
糸 島 花 子 (注8)

連絡先の電話番号 092-323-1111 (注9)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注10）

不動産の表示（注１１）

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注1 2)

所 在 糸島市伊都の杜一丁目

地番 56番

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 糸島市伊都の杜一丁目 5 6 番地

家屋番号 56番

種 類 居 宅

構造 木造かわらぶき 2 階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

〈 記載例の解説及び注意事項等 〉

(注1) 甲区(その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。)何番の所有権の登記名義人(所有者)の住所を変更するのかを表示します。付記登記(「付記2号」などの登記)がある場合でも、主番号(〇〇番)のみを記載します。

(注2) 「平成30年10月6日住居表示実施」と記載します。

(注3) 住居表示実施後(変更後)の住所を記載します。(変更証明のとおり記載)

(注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載して印鑑を押します（認印可）。ただし、代理申請の場合は、本人の印はいりません。

(注5) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示実施証明書を添付します。

(注6) 登記申請に関する委任状(代理人の権限を証する情報)です。様式・記載例は、次ページのとおりです。

(注7) 法務局へ提出する日を記載します。

(注 8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。

(注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号を含む。）を記載します。

(注10) 登録免許税は、非課税になります。 根拠条文を記載例のように記載してください。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

* 注意事項

- 1 丁目については、一、二、三、四、五で表示すること。（例）二丁目
- 2 鉛筆以外の黒色で記入してください。
- 3 不動産の表示が書ききれないときは、用紙を追加して割り印をしてください。
- 4 登記申請書には、①申請書写し（申請書のコピー） ②登記原因証明情報（住居表示変更証明書は、市民課にて無料で交付します。） ③本人申請以外の時は、委任状等代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 5 「住居表示変更証明書」は、別の用紙にのり付けして申請書に添付してください。
- 6 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している印鑑をご持参ください。

【問い合わせ・手続先】

福岡法務局西新出張所 電話：092-831-4114（糸島市以外は所轄法務局）

※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。

委 任 状

住 所 福岡県糸島市前原西
一丁目1番1号

私は 下記のことを委任します。

氏 名 糸 島 花 子

記

後記不動産について、平成30年10月6日住居表示実施にともなう所有権登記名義人表示変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び補正のための取り下げに関する一切の権限。

変更後の事項

住所 福岡県糸島市伊都の杜一丁目9番1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者 住 所 福岡県糸島市伊都の杜一丁目9番1号

氏 名 糸 島 一 郎

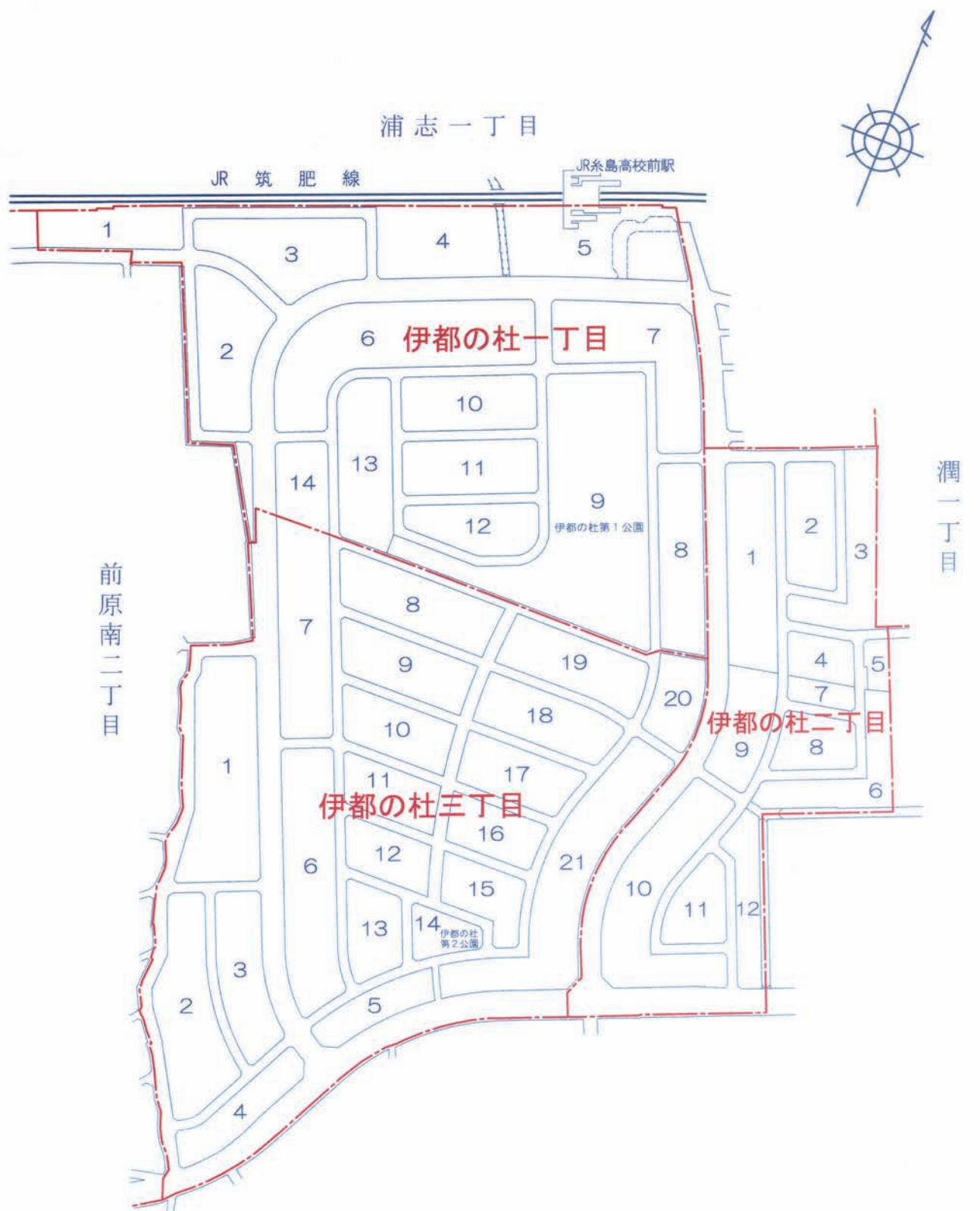
糸
島

不動産の表示

福岡県糸島市伊都の杜一丁目56番の土地

福岡県糸島市伊都の杜一丁目56番地 家屋番号56番の建物

住居表示新町界・新町名及び街区割図



糸島市

凡 例

9 新街区符号

----- 新町界線

